

○公立大学法人釧路公立大学職員給与規程

令和5年4月1日

法人規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人釧路公立大学職員就業規則（令和5年法人規則第1号。以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）の職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65条。以下「条例」という。）及び釧路市の給与に関する規則の規定を準用する。

(法令等との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）、その他関係法令および労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

第3条 給料は、公立大学法人釧路公立大学の勤務時間等に関する規程（令和5年法人規程第36号。以下「勤務時間等規程」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める各手当を除いたものとする。

(給料表及び職務の級)

第4条 給料表の種類は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他勤務条件を考慮し、給料表に定める級及び号棒により決定する。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

3 前項第2号の給料表の適用を受ける職員は、釧路公立大学学則（令和5年大学規則第1号）第5条第1項に掲げる職員のうち教授、准教授、講師の職にある者とする。

4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

(給料決定の基準等)

第5条 職員の職務の級は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号棒は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号級数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号棒数を4号棒（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものまたは教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3号棒）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号棒数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

7 理事長は、職員の給料について、特に必要があると認めるときは、号棒の調整を行うことができる。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号棒を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（給料の計算期間）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日からその月の末日までとする。

（給料の支給日）

第7条 給料は、毎月21日にこれを支給する。

2 前項の給料支給日が休日（勤務時間等規程第10条までに掲げる休日をいう。以下この項において同じ。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

3 第11条、第13条から第14条、第16条から第17条及び第27条に規定する手当は、当月分

を当該月の給料の支給日に支給する。

- 4 第15条及び第18条から第19条に規定する手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。
- 5 職員が勤務時間等規程第9条第1項の規定により指定された超過勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該超過勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する第4項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等規程第9条第1項の規定により超過勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。
- 6 給与期間中給与支給日後において新たに職員となった場合又は職員が給与期間中給与支給日前において退職し、若しくは死亡した場合には、その際給料を支給する。

(給料支給日の特例)

第8条 理事長が特別の理由があると認めたときは、理事長の承認を得て、前条第1項の規定にかかわらず、給料支給日前において、給与期間の給料を繰り上げ、又は分割して支給することができる。ただし、その給与期間における未経過の勤務日数はこれを勤務したものとみなし、その勤務とみなした期間中において、第10条の規定により給与額を減額された場合には、これを返納させる。

- 2 法令の定めるところに従い、職員の請求によってその職員の給料を非常時払する場合においては、前項の規定は、これを適用しない。

(給料の支給)

第9条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、死亡の日の属する月の給料の全額を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与期間の現日数から、勤務時間等規程第3条第1項及び第4条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(給与の減額)

第10条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、勤務時間等規程第9条第1項、第10条、第11条又は第13条から第15条までの規定による超勤代休時間、休日、代休日又は休暇である場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務し

ない1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 障害のある者

3 第1項に規定する扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてはその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受け

ている職員が退職した場合においてはその者が退職した日（退職の理由が死亡によるものであるときは、死亡した日の属する月）、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用すること

を常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して37,000円の範囲内で理事長が別に定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職手当）

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、理事長が別に定めるものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の月額、予算の範囲内で理事長が別に定める。

3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職員特別勤務手当）

第15条 管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものが災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により次の各号に掲げる日又は時間に勤務した場合（理事長が別に定める場合に限る。）は、当該職員には、当該各号に定める額の管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は勤務時間等規程第10条の規定による休日（勤務時間等規程第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当

該休日に代わる代休日) (次号において「週休日等」という。) 勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

(2) 週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間 勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

2 前項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第16条 自ら居住するための住宅に係る家賃等の住居費を負担する職員には、月額28,000円を超えない範囲内において住居手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、第27条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又は理事長が別に定める者が居住するための住宅を借り受けているものには、前項の住居手当のほか、同項に規定する月額の2分の1に相当する額を超えない範囲内において住居手当を支給する。

3 前2項の住居手当を支給される職員の範囲及び住居手当の月額その他住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第17条 職員が他の職員に比して著しい困難又は危険を含む職にあるとき、又は特殊な勤務に従事する場合において、その特殊な職に該当する給与を給料に組み入れることが適当でないと認めるときは、その勤務の特殊性に基づいて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第18条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定に基づき休日の振替日を指定された職員には、当該勤務を命ぜられた休日における勤務に対する超過勤務手当は、支給しない
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第1項及び第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(理事長が別に定める時間を除く。)を合計した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第9条第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する理事長が別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を超過勤務手当として支給するこ

とを要しない。

(休日勤務手当)

第19条 勤務時間規程第10条の規定による休日（勤務時間等規程第11条の規定により特に勤務を命ぜられた場合の休日を除く。）又は勤務時間等規程第11条の規定による代休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 勤務時間等規程第11条の規定により、勤務時間規程第10条の規定による休日前に当該休日に代わる日を指定され、当該休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第18条及び第19条までの勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げるものの合算額に12を乗じ、その額を勤務日（正規の勤務時間を割り振られた日（勤務時間等規程第10条の規定による休日を除く。）をいう。）に割り振られた1年間の勤務時間として理事長が別に定めるもので除した額とする。

(1) 給料の月額

(2) 寒冷地手当の月額

(3) 理事長が別に定める方法により算定された特殊勤務手当の月額（以下「特勤手当月額」という。）

3 特勤手当月額は、理事長が別に定める特殊勤務手当を支給されるものであるときに限り、前項の合算額に算入するものとする。

(適用の除外)

第21条 第18条から第19条までの規定は、第14条第1項に規定する職にある者については適用しない。

(寒冷地手当)

第22条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基

準日」という。)において、現に在職する職員に対し、寒冷地手当を支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の 区分	世帯主である	扶養親族のある職員	26,000円
	職員	その他の世帯主である職員	14,500円
	その他の職員		9,800円

- 3 寒冷地手当の支給は、新たに職員となった場合においてはその者が職員となった日から開始し、寒冷地手当を受けている職員が退職した場合においてはその者が退職した日（退職の理由が死亡によるものであるときは、死亡した日の属する月）をもって終わる。

- 4 職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該職員の寒冷地手当の額は、第2項及び第28条第5項及び第6項の規定にかかわらず、第2項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

(1) 基準日において第1項各号に掲げる職員並びに第28条第5項及び第6項に規定する職員のいずれにも該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの職員のいずれかに該当する職員となった場合

(2) 基準日において第1項各号に掲げる職員並びに第28条第5項及び第6項に規定する職員のいずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、これらの職員のいずれにも該当しない職員となった場合

- 5 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日後の理事長が定める日（次条及び第25条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員（第28条第8項の規定の適用を受ける職員を除く。）で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で第14条第1項の規定による管理職手当を支給する職にあるもの（以下「幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の

127.5（幹部職員等にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で理事長が別に定める者及び教育職給料表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の15（教育職給料表の適用を受ける職員については100分の20）を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（支給制限）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第1項の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処

分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(一時差止め)

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を法人の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示された日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(勤勉手当)
- 第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは就業規則第19条第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員で、理事長の定めるものについても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する職員の総額は、次項に定める額を超えてはならない。
- 3 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5（幹部職員等にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（幹部職員等にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額とする。
- 4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 5 第23条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第26条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日

から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第26条第1項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（単身赴任手当）

第27条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、理事長が定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

- 2 単身赴任手当の月額、100,000円を超えない範囲内において、理事長が別に定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（休職者の給与）

第28条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他理事長が別に定める疾病にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年6か月に達するまでは、これに給料の100分の100を、1年6か月を超える期間については100分の70を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料の100分の80を、1年を超える期間については100分の50を、2年を超える期間については100分の30をそれぞれ支給する。
- 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料の100分の60を支給する。ただし、無罪と決定したときは、その休職期間中の給料の全額（既に支給されたものを控除する。）を一時に支給することができる。
- 5 第2項及び第3項に規定する職員に対して、その休職の期間中、扶養手当、住居手当、

期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100を支給する。

6 第4項に規定する職員に対して、その休職の期間中、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60を支給する。ただし、無罪と決定したときは、その休職期間中のこれらの手当の全額（既に支給されたものを控除する。）を一時に支給することができる。

7 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員に対する給与については、理事長が定める。

8 第2項、第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第23条第1項の規定により理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第8項」と読み替えるものとする。

（給与からの控除）

第29条 別に法律で定めるもの及び労使協定に定めるものについては、職員に支給する給与から控除することができるものとする。

（給与の口座振替）

第30条 給与は、職員の申出により、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

（適用除外）

第31条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益的法人等への釧路市職員の派遣等に関する条例（平成17年釧路市条例第53号）並びに釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例（昭和62年釧路公立大学事務組合条例第9号）の規定に基づき、釧路市又は釧路公立大学事務組合から法人に派遣される職員の第3条に規定する給与については、第4条から第28条までの規定にかかわらず、釧路市職員の例による。ただし、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65号）第30条第2項後段の規定の例による取扱いについては、この限りではない。

（委任）

第35条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日において、釧路公立大学教員の給与に関する条例（昭和63年釧路公立大学事務組合条例第3号。以下「教員給与条例」という。）の規定によりその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「施行日前級号給」という。）と同一（給与条例の適用を受ける職員であった場合に、施行日に昇格し、又は昇給することとなるものについては、施行日前級号給及び当該号給を受けていた期間等を、法人の職員としての級号給及び期間等とみなし、法人の規定を適用し昇格し、又は昇給した場合に得られる職務の級及び号給）とする。
- 3 施行日の前日において、承継職員から、釧路公立大学事務組合に対してなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、施行日において当該承継職員から第30条の規定によりなされていたものとみなす。
- 4 施行日の前日に教員給与条例及び釧路市条例を釧路公立大学事務組合条例として準用する条例（昭和62年釧路公立大学事務組合条例第9号）に基づく、釧路市職員の給与に関する条例（平成17年釧路市条例第65号）の規定により認定されていた承継職員に係る扶養手当、通勤手当、管理職手当、住居手当及び単身赴任手当は、支給要件に係る事実に変更がない限り、この規程により認定されたものとみなす。
- 5 釧路市又は釧路公立大学事務組合の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の給与等については、この規程の規定にかかわらず、職員となるため退職した日における釧路市又は釧路公立大学事務組合の職員としての給与等を基礎として理事長が別に定めることができるものとする。

附 則（令和5年12月26日法人規程第87号）

(施行期日等)

- 1 改正後の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）は、令和5年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人釧路公立大

学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年12月26日法人規程第89号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月7日法人規程第1号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の公立大学法人釧路公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500円	230,000円	261,300円	287,300円	309,800円	335,000円	373,400円
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800

9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500

39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	

69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,600	398,500		
95		299,700	347,800	387,000	398,800		
96		300,100	348,200	387,400	399,000		
97		300,300	348,400	387,700	399,200		
98		300,600	348,800	388,200	399,500		

99		301,000	349,200	388,600	399,800		
100		301,400	349,500	389,000	400,000		
101		301,600	349,800	389,300	400,200		
102		301,900	350,200	389,800			
103		302,200	350,600	390,200			
104		302,500	351,000	390,600			
105		302,700	351,500	390,900			
106		303,000	351,900	391,400			
107		303,300	352,300	391,800			
108		303,600	352,700	392,200			
109		303,800	353,200	392,500			
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----	----

号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
2	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
3	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
4	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
5	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
6	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
7	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
8	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
9	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
10	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
11	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
12	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
13	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
14	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
15	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
16	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
17	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
18	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
19	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
20	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
21	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
22	305,000	354,700	400,200	461,300	
23	307,400	356,700	401,200	463,700	
24	309,600	358,700	402,200	466,000	
25	311,800	360,500	403,100	468,000	
26	313,800	362,100	404,200	470,100	
27	315,800	363,700	405,300	472,200	
28	317,800	365,300	406,400	474,200	
29	319,800	366,600	407,500	476,200	

30	321,700	368,100	408,600	478,500
31	323,600	369,500	409,700	480,700
32	325,500	370,800	410,800	482,600
33	327,300	372,100	411,900	484,500
34	329,200	373,300	413,000	486,600
35	331,100	374,500	414,100	488,800
36	333,000	375,600	415,300	490,800
37	334,700	376,700	416,300	492,900
38	335,900	378,100	417,400	494,900
39	337,000	379,400	418,500	496,800
40	338,100	380,700	419,700	498,700
41	338,700	382,000	420,600	500,700
42	339,100	383,300	421,700	502,600
43	339,500	384,600	422,800	504,300
44	339,900	385,900	423,800	506,200
45	340,500	387,200	424,800	508,100
46	341,000	388,400	425,900	509,900
47	341,500	389,600	427,000	511,700
48	341,900	390,700	428,100	513,500
49	342,300	391,800	429,100	515,200
50	342,700	393,000	430,300	516,900
51	343,100	394,100	431,500	518,700
52	343,500	395,200	432,700	520,500
53	343,900	396,300	433,400	522,000
54	344,300	397,500	434,300	523,600
55	344,700	398,700	435,200	525,300
56	345,100	399,800	436,000	526,900
57	345,500	400,800	436,800	528,500
58	345,900	401,800	437,700	529,800
59	346,300	402,800	438,600	531,100
60	346,700	403,700	439,400	532,300

61	347,100	404,900	440,100	533,500
62	347,500	406,300	441,000	534,500
63	347,900	407,700	442,000	535,500
64	348,300	409,100	442,900	536,500
65	348,700	409,900	443,800	537,100
66	349,100	410,900	444,700	538,000
67	349,500	411,900	445,700	538,900
68	349,900	413,000	446,600	539,800
69	350,300	413,900	447,600	540,700
70	350,800	414,700	448,600	541,500
71	351,200	415,500	449,500	542,200
72	351,600	416,200	450,500	542,700
73	351,900	416,900	451,400	543,400
74	352,400	417,800	452,300	543,900
75	352,800	418,600	453,200	544,700
76	353,200	419,200	454,200	545,300
77	353,600	419,800	455,000	545,800
78	354,100	420,200	455,400	
79	354,600	420,500	456,000	
80	355,100	420,800	456,600	
81	355,600	421,100	457,200	
82	356,300	421,400	457,900	
83	357,000	421,600	458,200	
84	357,700	421,900	458,800	
85	358,300	422,100	459,200	
86	358,900	422,400	459,500	
87	359,500	422,700	459,800	
88	360,100	423,000	460,100	
89	360,600	423,200	460,400	
90	361,000	423,400		
91	361,400	423,700		

92	361,800	424,000			
93	362,200	424,200			
94	362,600	424,500			
95	363,100	424,800			
96	363,500	425,100			
97	364,100	425,300			
98	364,600	425,600			
99	365,000	425,900			
100	365,500	426,100			
101	365,900	426,300			
102	366,400	426,600			
103	366,700	426,900			
104	367,100	427,100			
105	367,600	427,300			
106	368,000				
107	368,500				
108	369,000				
109	369,400				
110	369,900				
111	370,300				
112	370,700				
113	371,100				
114	371,500				
115	371,900				
116	372,300				
117	372,700				
118	373,100				
119	373,500				
120	373,900				
121	374,200				
122	374,600				

123	375,100				
124	375,400				
125	375,800				
126	376,300				
127	376,800				
128	377,200				
129	377,600				